#### 水第4号議案 横浜市水道条例の一部改正

#### 1 趣旨

<u>将来に向けて水道事業を持続可能なものとするため、水道料金等の改定を行う</u>こととし、横浜市水道条例の一部を改正します。

#### 2 水道料金改定の概要

#### (1) 水道料金改定の理由

節水機器の普及・高効率化や節水意識の高まり、企業 のコスト削減などにより、1日当たりの平均給水量は 平成4年度をピークに減少し続けています。

水需要の減少に加え、多量使用者の使用水量が減少 120 していることから、水道料金収入は前回料金改定を行 115 った平成 13 年度の 789 億円をピークに<u>減少し続け、</u> 110 令和元年度は 694 億円と約 95 億円減少しています。 105 今後人口が減少すると、料金収入は更に減少する見込 40であり、厳しい財政状況にあります。



水道局では、平成13年度の料金改定以降、民間委託などの業務効率化を図り、職員数を約900人削減するなど、様々な経費削減の取組により、料金収入の減少に対応してきました。しかし、今後は職員数の大幅な削減を中心とする経費削減で対応することは困難な状況です。

こうした状況においても、水道施設の多くは昭和30年から40年代後半の高度経済成長期に整備したため 老朽化が進んでおり、更新需要は増大しています。また、本市では、今後30年以内に震度6弱以上の地震が 発生する確率が82%とされており、大地震に備えて早急に耐震化を進める必要があります。さらに、近年の 工事費上昇により、更新・耐震化の事業費は今後も高い水準で推移する見込みです。

特に今後は、次のような基幹施設の更新・耐震化について、着実に進めていく必要があります。

- ①昭和20年代から40年代にかけて整備した西谷浄水場については、施設の耐震化や処理能力増強、水源水質悪化への対応、また、コストの削減など運用の効率化に向けて再整備を進めます。これにあわせて、水源の相模湖から西谷浄水場に水を運ぶ相模湖系導水路についても、耐震化や導水能力増強が必要であるため、改良事業を進めます。
- ②口径 400 mm以上の大口径管路は多くの水を送る管路であるため、災害等により管路が損傷すると、給水に大きな影響が生じます。
- こうした<u>大口径管路は</u>総延長約 9,300km のうち<u>約 1,000km を占めますが、そのうち約 500km はまだ耐震</u> 化されておらず、更新・耐震化のペースを早める必要があります。

今後も水道局として、引き続き徹底した経営努力を進めてまいりますが、更新・耐震化を着実に進めることで、安全で良質な水道水を将来に向けて市民の皆さまにお届けし続けるため、水道料金の改定をお願いするものです。

#### 【経費削減等の取組事例】

- ・メーター検針業務などの委託化、組織再編による人件費の削減効果額 (平成13年度比約94億円減(令和元年度決算値))
- ・PFI 方式活用による川井浄水場再整備の事業費削減(約11億円)
- ・鶴ケ峰浄水場の廃止による更新費用の削減(約200億円)
- ・高利率の企業債の繰上償還による支払利息の削減(約28億円)
- ・資産の有効活用等(平成28年度~令和元年度の4年間で約16億円)

# 1.\* +Z-4-1.

水道・交通委員会資料令和2年12月10日水 道 局

#### (2) 水道料金改定の実施時期及び平均改定率

料金改定実施時期 令和3年7月

※ 継続利用のお客さまは9月検針分から新料金となります。

料金算定期間 令和3年9月~令和6年3月

平均改定率 12.0%

総括原価 1,830 億円

#### 水道利用加入金、下水 総括原価の考え方 k道局の資産貸付によ 558億円 控除 196億円 薬品費. 水道料金以外 修繕費 受水費. 12.0% 営業費用 総括原価 見行料金体系 1 830億円 における 収入見通し 支払利息 1.634億円 資産維持費 資本費用

#### (3) 財政収支計画

料金改定を行わない場合、令和5年度末には、累積資金残額は72億円不足する厳しい経営状況となる見込みです。また、次期中期経営計画の最終年度である令和9年度末の累積資金残額の不足額は492億円まで拡大する見込みとなっています。

今回、平均改定率 12.0%の料金改定を行った場合、中期経営計画の最終年度の<u>令和5年度末には、累積資金残額は124億円まで改善する見込みです</u>。また、次期中期経営計画の最終年度である<u>令和9年度末の累積</u>資金残額は、必要な施設整備を行った上で、1億円確保できる見込みです。



#### 3 水道料金改定(案)

## (1) 水道料金体系

#### ア 口径別料金体系への移行

水道局では、市民の皆さまがいつでも水道水をお使いいただけるよう、必要とされる給水量に応じた 規模の施設を整備し、維持管理しています。

また、一度に多くの水を使用する場合には、大きい口径のメーターを設置するなど、メーター口径は お客さまの使用水量に応じて設定しています。

こうした理由から、施設の整備や維持管理に要する経費を口径ごとの使用可能な水量に応じてご負担いただくため、現在一律 790 円の基本料金からメーターの口径に応じた基本料金とする口径別料金体系へ移行します。

また、水道事業は施設の整備や維持管理に必要な固定的な経費が全体の92%を占めていますが、これらの固定費は使用水量によって変動しない基本料金でできる限り賄うことが望ましいものと考えます。

将来に向けて水道事業を持続可能なものとするため、用途別料金体系から口径別料金体系に移行する ことで、基本料金での固定費の回収割合を現行 27.0%から 29.5%に高めます。

#### イ 基本水量の廃止

現行は、基本料金に1か月につき8㎡の基本水量を含み、8㎡以内は水量にかかわらず料金は一律となっています。今後は、使用水量に応じて料金をお支払いいただく、公平で分かりやすい料金体系とするため、基本水量は廃止します。

#### ウ 最低使用水量の廃止

最低使用水量とは、1か月の使用水量が規定水量に満たない場合でも、その水量までは使用したもの としてご負担いただく制度です。口径別への移行や基本水量の廃止に伴い、最低使用水量を廃止します。

#### エ 基本料金及び従量料金の単価設定

#### (ア) 一般用(旧家事用・旧業務用)の改定率

個々の使用者の改定率をできる限り平均改定率の 12.0%に近づけるよう、口径ごとに基本料金と従 量料金を設定します。

- ・全給水戸数の99%を占める<u>口径13mm~25mmの改定率については、主に生活用水であることを考慮し、</u> 1 か月当たりの平均使用水量における改定率を口径 13 mmでは10.7%、口径 20 mmでは11.5%、口径 25 mmでは11.9%とします。その他の使用水量においても平均改定率の12.0%を下回るようにします。
- ・全給水戸数の1%を占める<u>口径 40 mm以上については、</u>口径 13 mm~25 mmの改定率を抑制したことにより、1か月当たりの平均使用水量における改定率を 13.0%~13.9%とするとともに、その他の使用水量においてもできる限りの平準化を図ります<sup>\*\*</sup>。
- ※ 一度に多くの水を使用する可能性があるために大きな口径を付けているものの、実際の使用水量が極端に少ない場合などにおいては、改定率が平均改定率よりも大きくなることがあります。

【参考】令和元年度の使用水量を基に年間の改定率を試算(ただし本市施設を除く)

14.0%~20.0%となるもの 135件(全体の約0.01%)

20.0%を超えるもの 15件(全体の約0.001%)(そのうち、最大の改定率は27.0%)

#### (イ) 公衆浴場用の改定率

公衆浴場の入浴料金は物価統制令により上限が定められていることなどから、公衆浴場用の水道料金はできる限り負担増とならないよう設定し、1か月当たり一律 92 円の増額とします。

#### オ 新料金表 (税抜・1か月当たり)

用途及びメー		基本		従量料金(1㎡につき)								
ターの口径		料金	1~8m³	9~10㎡	11~20 m³	21~30m³	31~50㎡	51~100㎡	101~300m³	301~1000 m³	1001 m³∼	
	13mm	840円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円		413円	
	20mm	845円										
	25mm	850円										
	40mm	10,150円										
般	50mm	10,500円	20円						329円			
用用	75mm	10,900円	15円									
/13	100mm	12,000円	10円						364円	419円	463円	
	150mm	30,000円										
	200mm	42,000円	20円									
	250mm	52,000円	10円									
公衆浴場用 850円			4円								42円	

#### 【参考1】現行の料金表(税抜・1か月当たり)

用途区分	基本料金	従量料金(1㎡につき)								
	0~8m³	9~10m³	11~20 m³	21~30m³	31~50m³	51~100m³	101~300m³	301~1000 m³	1001㎡∼	
家事用	790円	43円	158⊞	226円	269円	293円	320円	320円	320円	
業務用		90円 4517	130[]					369円	409円	
公衆浴場用						42円				

口径	最低使用水量
40mm~100mm	50 m²
150㎜以上	100 m³

最低使用水量適用時の支払額					
50 m³	10,096円				
100 m³	24,746円				

#### 【参考2】計算例(口径40mmで最低使用水量50mご使用の場合)(税抜・1か月当たり)

現 行:10,096円 ①

新料金:基本料金10,150円+従量料金1,250円(25円×50 m³)=11,400円 ②

増加額 (②-①):1,304 円 改定率 (②÷①-1):12.9%

#### カ 各口径及び公衆浴場用における1か月当たりの平均使用水量における改定率(税抜)

口径等	給水戸	数	平均使用水量における改定率 【 1 か月】						
	戸数(戸)	構成比	平均使用水量	現行料金	新料金	増加額	改定率		
13mm	218,019	11.91%	11 m³	1,034円	1,145円	+111円	10.7%		
20mm	1,500,705	81.95%	15 m²	1,666円	1,858円	+192円	11.5%		
25mm	100,563	5.49%	17 m³	1,982円	2,217円	+ 235円	11.9%		
40mm	7,056	0.39%	150 m³	40,746円	46,050円	+5,304円	13.0%		
50mm	3,390	0.18%	408 m³	128,598円	146,002円	+17,404円	13.5%		
75mm	964	0.05%	795 m²	271,401円	308,305円	+36,904円	13.6%		
100mm	293	0.02%	1,658m³	616,168円	699,704円	+83,536円	13.6%		
150mm	177	0.01%	3,400 m³	1,328,646円	1,510,300円	+181,654円	13.7%		
200mm	63	0.00%	7,778 m³	3,119,248円	3,548,314円	+429,066円	13.8%		
250mm	6	0.00%	8,993 m³	3,616,183円	4,119,859円	+503,676円	13.9%		
公衆浴場用	62	0.00%	906 m²	38,506円	38,598円	+92円	0.2%		

#### (2) 福祉減免制度

料金改定後も従来のとおり<u>基本料金を減免する制度は持続します</u> (口径 40 mm以上の減免対象者については、口径 25 mmの基本料金を上限として減免します)。

ただし、基本水量( $8\,\text{m}$ )の廃止に伴い、 $1\sim 8\,\text{m}$ の従量料金については減免の対象外とします。

#### 4 その他

今回の料金改定に合わせて、水道法施行令の一部改正に伴う改正など、所要の改正を行います。

### 5 施行日

令和3年7月1日(ただし、第9条第1項、第37条第2項及び第38条の規定については公布の日)

#### 【お客さまへの周知】

令和2年12月(議決後) 料金改定の詳細をホームページで周知

令和3年2月 「広報よこはま(市版)」にて、料金改定の内容を掲載

3~4月 水道メーター検針時に新料金表等のリーフレットを全戸配布